

重要事項説明書(関西電力管内)

I 提供条件

(1) 電気供給サービス提供者

神戸電力株式会社: 小売事業者番号(A0705)

(2) 契約の成立

お客様の申込みを当社が承諾し、供給開始日を通知した日に成立いたします。

(3) 供給方法

お客様に当社が電気を供給する際は、本地域を管轄する一般送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴いお客様には法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ当該電力会社の定める託送供給等約款における需要者に関する事項および系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

(4) 供給電圧・周波数

供給電圧は100ボルトまたは200ボルトといたします。供給周波数は60ヘルツといたします。

II 契約について

(1) お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款に承認のうえ、当社ホームページまたは所定のお申込み用紙に必要事項を記入しお申込みください。
- 現小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性がございます。ご確認のうえお申込みください。

(2) 使用開始の予定日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日となります。設置された計量器によっては、これよりも早く開始することもございます。

(3) 契約期間

送電開始日から1年といたします。解約のご連絡がない場合は、自動的に1年ごとの延長となります。

(4) 解約・変更

契約の解約・変更については、カスタマーセンターまたは当社ホームページよりご連絡ください。契約を解約する場合は原則解約希望日の1週間前までにお申し出ください。

(5) 当社からの契約解除

お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがございます。

- お客様が支払期日を経過してもなお電気料金および電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債券(延滞利息、工事費負担金、その他電気需給約款から生ずる金銭債務)を支払われない場合
- お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含む)の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合
- お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

(6) 違約金

- 最低利用期間内の解約の場合、1供給地点につき違約金が発生いたします。ただし、転居に伴う解約の場合は含みません。
- 違約金は1供給地点につき9,800円(税込)といたします。ただし、契約締結後交付書面(お申込み内容のご案内)に準ずるものといたします。

III 電気料金算定および料金支払い

(1) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により行います。計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかつた場合、計量ができなかつた期間については、一般送配電事業者、お客様と協議のうえ決定いたします。

(2) 電気料金

- お客様が契約に基づき支払う電気料金は原則、最低月額(ファミリープラン)、基本料金(ビジネスプラン、動力プラン)、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 料金プランは以下へ明記したプランといたします。

(3) 電気料金の算定

- 前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- 契約開始月の算定期間は、供給開始日から次回計量日の前日までといたします。
- 契約廃止月の算定期間は、直前の計量日から供給廃止日の前日までといたします。ただし、供給廃止日まで使用の場合は廃止日まで算定いたします。

(4) 料金支払義務ならびに支払期日

- 支払方法は、口座振替またはクレジットカードに限らせていただきます。
- お客様の支払義務が発生する日は、計量日以降に料金算定する日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。
- 支払期日は当社が請求を行った月の請求書に記載された期日といたします。

(5)その他料金の支払いについて

設備変更に伴う工事費負担金、その他お客様が個別にお申込みをされたサービスが存在する場合、電気料金とは別にお客様へのご請求が発生することがございます。この場合、電気料金とあわせてお支払いいただきます。

(6)ご請求明細確認方法

・当社は電気料金請求額をWEBサイト(マイページ)にて公開いたします。この公開をもって、お客様にご請求を行ったものといたします。尚、当社都合によりマイページ改修などでWEBサイトをご利用いただけない場合は、郵送(無料)にてお知らせをすることがございます。

・前号とは別に明細書の郵送をご希望の場合は、明細郵送サービス(330円/月)利用をご指定ください。

(7) 延滞利息の請求

お客様が料金その他債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年14.5%の割合を乗じて算定した金額を請求いたします。また延滞通知手数料(220円)を合算して請求させていただくことがございます。

IV 料金プラン

アミリープラン

区分		単位	料金単価(税込)
最低月額(最初の 15kWhまで)		1 契約	312.11 円
電力量料金	15kWh-120kWhまで	第1段階	20.80 円
	120kWh-300kWhまで	第2段階	26.00 円
	300kWh以上	第3段階	23.92 円

ビジネスプラン

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金		1kVA	380.58 円
電力量料金	最初の 120kWhまで	第1段階	17.31 円
	120kWh-300kWhまで	第2段階	18.72 円
	300kWh以上	第3段階	22.83 円

動力プラン

区分		単位	料金単価(税込)
基本料金		1kW	991.00 円
電力量料金	夏季	1kWh	14.25 円
	その他季		13.24 円

V その他

(1)お客様のご協力

・供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客様の承諾を得てお客様の土地または建物に立ち入させていただくことがあります。

・一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

(2)個人情報の取り扱い

契約手続き、電気供給サービスに必要な範囲で一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、小売電気事業者との間で共同利用させていただくことがあります。

【問い合わせ先】

カスタマーセンター:086-238-4417

メール:info@kobe-ep.co.jp

営業時間:平日 9:00~17:00(土日祝日は休業)